**現状変更全般について**

規制地区図をもらいたい

右の二次元バーコードからダウンロードしてください。

**※**区画整理事業地内の場合規制地区境界がわかにくいですが、

番地（街区）の数字で該当非該当がわかります。

HP（右下二次元バーコードリンク先）にも記載しています。

もっと細かい図はないのか？

ありません。

解体や撤去も申請が必要なのか？

**必要**です。名勝の現在の状態が変わる行為すべてに該当します。

解体・撤去後に建て替えなど他の計画がある場合、ひとつの申請にまとめることも可能ですが、申請書は、両方の計画がわかるような資料・写真を添付してください。

同じ内容の作業を複数行う場合、個別に申請しなければならないのか？

ひとつの事業内で行うことであれば可能です。

例：建売住宅を隣接して3件建てる　電柱を新設し複数箇所に電線を張る

複数箇所の電線周囲の枝打ちをする

申請書の書式はダウンロードできるのか？

できます。

静岡市トップ→文化・スポーツ→芸術・文化→文化財→三保松原

「◆名勝三保松原での現状変更について◆」（右の二次元バーコード）

からダウンロードできます。

※文化庁への申請が必要な案件では様式が異なります。

根拠となる法律は？

文化財保護法第125条

現状変更の許可を受けるためには、文化庁に申請しなければならない。

文化財保護法第184条

第125条の規定による現状変更の許可などは市の教育委員会が行うことができる（重大なものを除く。）

文化財保護法施行令第5条

市の教育委員会が許可できるもの…イ～ヲ

無断でやると捕まるの？

文化財保護法第197条

125条の規定に違反して許可を受けずor許可の条件に従わずに現状変更…50万円以下の罰金

**申請書・終了届の書き方について**

申請書に書ききれないときはどうしたらよいか？

申請書本紙の記入欄は「別紙参照」とし、別に書いてください。

例：所有者が複数いる場合：別紙に所有者一覧を添付する

詳細な計画が場合：計画書を添付する

写真はどんなものがいいのか？

申請書：原則2Lサイズ程度に、申請地の現状の様子がわかるよう収めてください。

建物や工作物を建てる場合、撤去する場合、どの位置に立つのか、またはどれを撤去するのかマーキングしてください。

終了届：変更前と比較して、どのように変更したか様子が分かるようにしてください。

　　　　申請時の写真と合わせて、建物や工作物が建てられた状態、もしくは撤去された

後の状態を、なるべく同じアングルで撮影してください。

現状変更申請時の内容から計画が変わってしまう時は？

「現状変更許可申請」を提出しなおしてもらう必要があります。計画内容に変更がある場合は、事前に連絡してください。

期間内に現状変更が完了しない時は？

「現状変更期間変更届」の提出が必要です。

※申請時になるべく余裕をもって完了時期を記載するようにしてください。完了予定より大幅に早く工事が完了することは問題ありません。

申請書の郵送提出、代理人による手続きは可能か？

郵送での提出も可能です。また、申請者の方以外の方（設計事務所等）からの提出も可能です。

土地の所有者と現状変更の申請者が異なる場合は？

土地の所有者の承諾書を添付してください。

例：国有浜地での工事　施工業者が申請者（海岸使用許可を添付）

　　私有地でのアパート建設　住宅メーカーが申請者（大家の承諾書を添付）

　　学校敷地内での枝打ち　保守管理会社が申請者（学校法人の承諾書を添付）

申請書の控えをもらえるか？

ご提出いただく申請書の写しは返却いたしません。控えをお持ちになりたい場合は、もう1部お作りください。申請受付時にこちらで受付印を押すことができます。

許可書を郵送してほしい場合は？

申請書提出時に切手を貼った返信用封筒を添えてください。許可書はA4一枚です。折り畳んで封筒に入れることもできます。

終了届の郵送提出は可能か？

可能です。

なお、終了届の受理について、確認の書類を発行することはありません。

電子申請できるか？

現在電子申請の受付は行っていません。事前相談をメールで承ることはできます。

※メールには個人情報を記載できません。